

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月12日  
 徳島地方裁判所民事部  
 裁判所書記官 定 本 和 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 9日から 令和 8年 4月15日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月13日 午前10時00分 場 所 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月23日から 令和 8年 4月24日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月12日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和7年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	5,770,000 4,616,000	一括	1,154,000	56,868	0
1	1,890,000				
2	3,880,000				
備考					



## 物 件 目 録

- |   |       |                                   |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 徳島市国府町芝原字中庄                       |
|   | 地 番   | 20番14                             |
|   | 地 目   | 宅地                                |
|   | 地 積   | 228.36平方メートル                      |
| 2 | 所 在   | 徳島市国府町芝原字中庄 20番地14                |
|   | 家屋 番号 | 20番14                             |
|   | 種 類   | 居宅                                |
|   | 構 造   | 木造スレート葺2階建                        |
|   | 床 面 積 | 1階 105.46平方メートル<br>2階 69.84平方メートル |



## 徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、**入札時に提出がないと無効**になります。また、**記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。**不備があった場合、入札が無効になる場合があります。**

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

## 物 件 明 細 書

令和 8年 2月 17日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 定 本 和 也

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

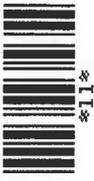
---

5 その他買受けの参考となる事項

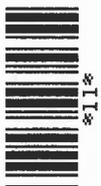
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- 1 所 在 徳島市国府町芝原字中庄  
地 番 20番14  
地 目 宅地  
地 積 228.36平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 徳島市国府町芝原字中庄 20番地14  
家屋 番号 20番14  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺2階建  
床 面 積 1階 105.46平方メートル  
2階 69.84平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1



令和7年（ケ）第91号  
令和8年1月20日受理  
令和8年2月10日提出



## 現況調査報告書

徳島地方裁判所  
執行官 片山 隆雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- 1 所 在 徳島市国府町芝原字中庄  
地 番 20番14  
地 目 宅地  
地 積 228.36平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 徳島市国府町芝原字中庄 20番地14  
家屋 番号 20番14  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺2階建  
床 面 積 1階 105.46平方メートル  
2階 69.84平方メートル  
共有者 A 持分2分の1  
共有者 B 持分2分の1



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
債務者兼所有者 A	<p>1 私(A)とBとが物件1土地を購入した後、平成10年11月に物件2建物を新築しましたが、その後、今日まで私たちが物件1・2を所有(共有)し、占有しています。</p> <p>2 物件1土地について、隣接地との間で境界に関する紛争は生じていません。また、物件1土地、物件2建物につき、他人との間での貸借関係はありません。</p> <p>3 なお、株式会社田中軽天工業という会社についてのご質問ですが、この会社は会社登記上、物件1土地を本店所在地としています。会社設立当初は、この部屋(写真8)を会社事務所としていましたが、今はこの部屋には会社の物は何も置いておらず、本件建物内には会社が占有している部屋はありません。また、物件1土地の北端付近に物置を置いていますが(写真2)、この中にも会社の物を入れておりません。</p> <p>4 本件建物内で猫2匹を飼育しているので、猫が傷つけた部位がいろいろあります(写真9、10、14)。</p>
債務者兼所有者 B	<p>1 私(B)はAの配偶者になりますが、Aが述べていることについては、そのとおり間違いありません。</p> <p>2 なお、株式会社MIZUYAという会社についてのご質問ですが、この会社は会社登記上、物件1土地を本店所在地としています。しかし、本件建物の中に会社の事務所を置いているわけでもなく、本件建物につき同会社が占有している部屋はありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

### 【不動産の形状】(民事執行法57条1項)

- ・ 本件受命物件の形状は、添付した図面及び写真のとおりである。
- ・ その概要は、物件1土地の地上に物件2建物(2階建)が築造されている。なお、物件2建物は登記上平成10年11月新築の物件である。

### 【占有関係】(同条同項)

- ・ 物件1土地は、上記のとおり、その全面が物件2建物が存立するためにその敷地として使用され、占有されている。
- ・ 物件2建物は、A Bにより住居として使用され占有されている。これらの占有関係の詳細は(2枚目)に記載のとおりである。

### 【土地の範囲、境界】

- ・ 物件1土地につき、法務局には不動産登記法第14条第1項の地図が存在し、同地図には現地復元力がある。また、現況目視上もその範囲は比較的明瞭である。

### 【接道等】

- ・ 物件1土地は、その西側が舗装県道に接面しており、接面付近での幅員は約8.5mである。また、本件土地の南側が舗装市道に接面しており、接面付近での幅員は約4.0mである。なお、本件土地は、都市計画法上の市街化調整区域に位置している。

### 【土地の状況】

- ・ 物件1土地は、その全面が物件2建物の敷地として使用されているが、本件土地の北端部分及び南端部分には自動車を駐車させるだけのスペースが存在する(ただし、北側には物置が置かれている)。写真1、2参照

### 【建物の状況】

- ・ 物件2建物は、登記上平成10年新築の物件であり、新築後の経過年数相応の経年劣化が認められる。なお、本件調査は外部観察によるものであり、外見上判明しない損傷部位が存在する可能性がある。この点注意を要する。
- ・ 本件建物の外壁の一部にはサイディング材が破損している部分がある(写真15、16)。
- ・ 本件建物1階の写真9、10に示す部分には猫の飼育に伴う床材の損傷が認められる。また、同建物2階の写真14に示す部分には猫によるひっかき傷が認められる。なお、上記写真は損傷が顕著な部位を示しているが、これら以外の部分にも、猫の飼育に伴う損傷部位が多数確認できた。

### 【本件物件所在地を本店所在地とする会社の存在について】

- ・ 法務局には物件1土地を本店所在地とする会社(株式会社田中軽天工業)が存在し、同会社の代表者はAである。なお、Aによれば、上記会社設立当初は物件2建物1階の1室(写真8)を事務所としていたが、現在は同部屋を会社としては利用しておらず、本件建物内に会社としての占有はないという説明であった。この点、客観的に見ても本件建物内に上記会社の占有は認められない。
- ・ 法務局には物件1土地を本店所在地とする会社(株式会社MIZUYA)が存在し、同会社の代表者はBである。なお、Bによれば、本件建物内において会社が利用している部屋はないという説明であった。この点、客観的に見ても本件建物内に上記会社の占有は認められない。

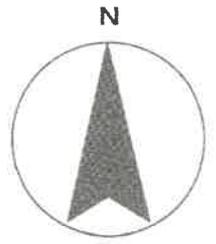
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月21日 (水) 8:50 - 9:00	当庁	徳島市役所に対し図面、航空写真などの資料請求書面作成及び送付
令和8年1月22日 (木) 17:15 - 17:45	目的物件所在地	外観調査、写真撮影 (不在)
令和8年2月2日 (月) 9:45 - 10:30	目的物件所在地	物件立入調査、聴取調査 (A立会)
令和8年2月2日 (月) 12:08 - 12:19	徳島市役所	接道、公法上の規制その他の調査
令和8年2月2日 (月) 17:04 - 17:11	携帯電話	Bから聴取調査
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 法第14条地図写し

徳島市国府町芝原字中庄



S = 1 / 500



# 建物図面及び各階平面図写し

※70%に縮小

目的物件 2

## 建物図面

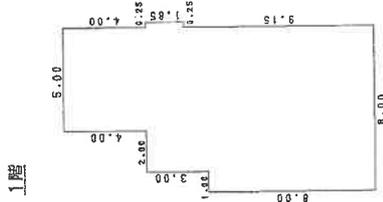
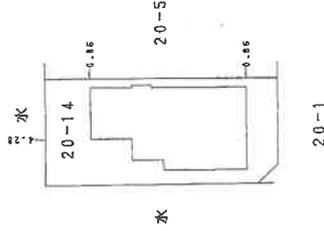
家屋番号 20番14

建物の所在 徳島市国府町芝原字中庄20番地14

## 各階平面図

7002457

登記年月日：平成10年11月6日

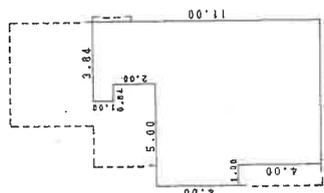


### 求積表

5.00 x 4.00	=	20.0000
7.00 x 3.00	=	21.0000
0.25 x 1.85	=	0.4625
8.00 x 8.00	=	64.0000
<b>計</b>		<b>105.4625</b>

床面積 105.46㎡

### 2階



### 求積表

0.84 x 1.00	=	0.8400
3.00 x 3.00	=	9.0000
1.00 x 4.00	=	4.0000
7.00 x 8.00	=	56.0000
<b>計</b>		<b>69.8400</b>

床面積 69.84㎡

昭和10年11月6日

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

製作者

徳島県土地家屋調査士会 用紙

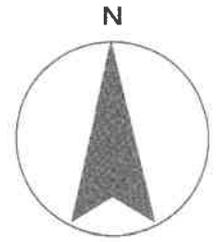
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(徳島地方裁判所管轄)

令和7年11月25日 福岡法務局

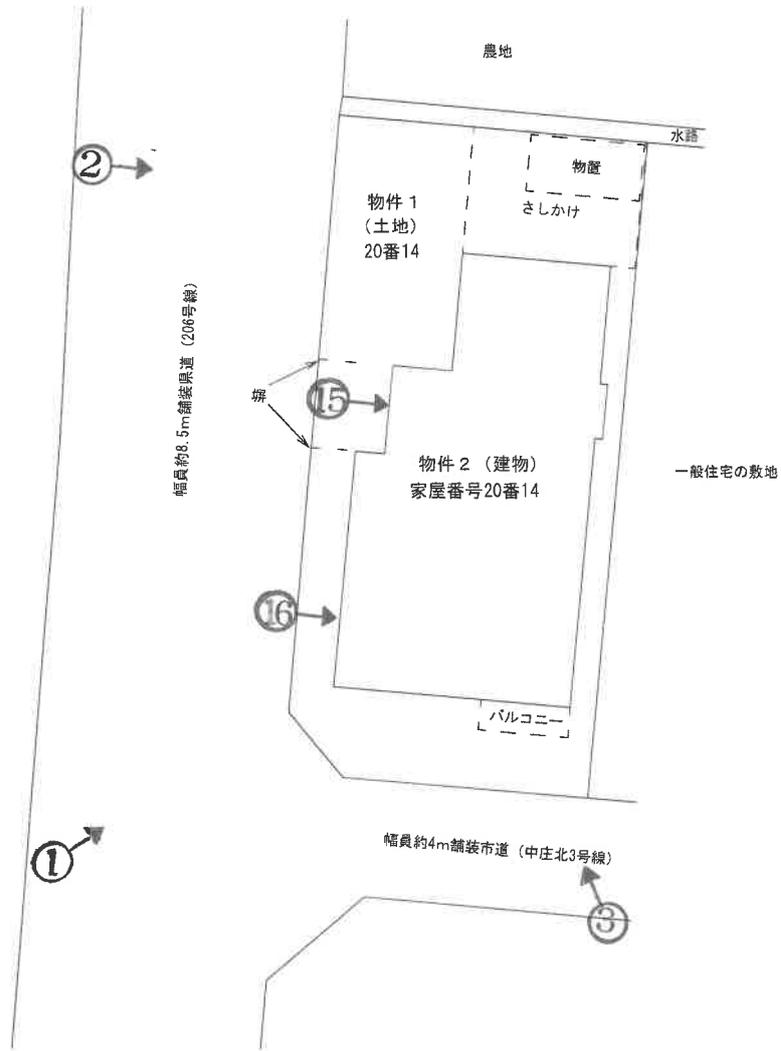
登記官

地図整理番号：N79526

# 土地建物位置関係図



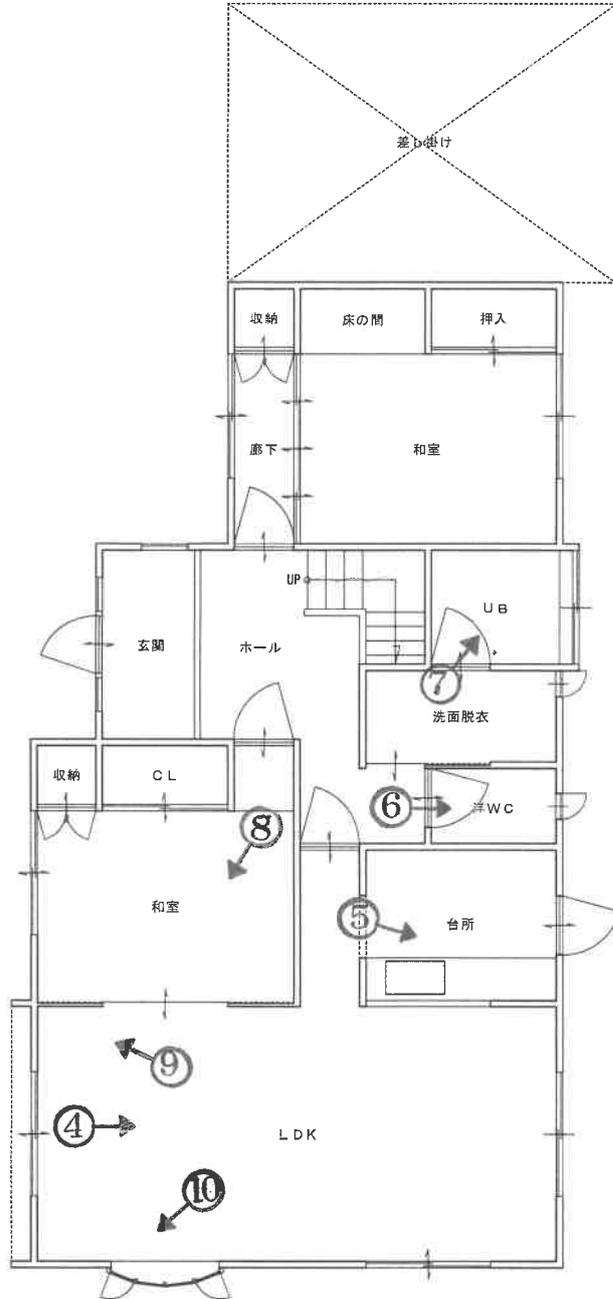
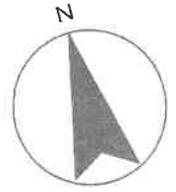
S = 1 / 250



※当該図面は、現況概測に基づき作成したものであり、敷地境界、建物位置、筆界等を確定するものではありません。

# 間取り図

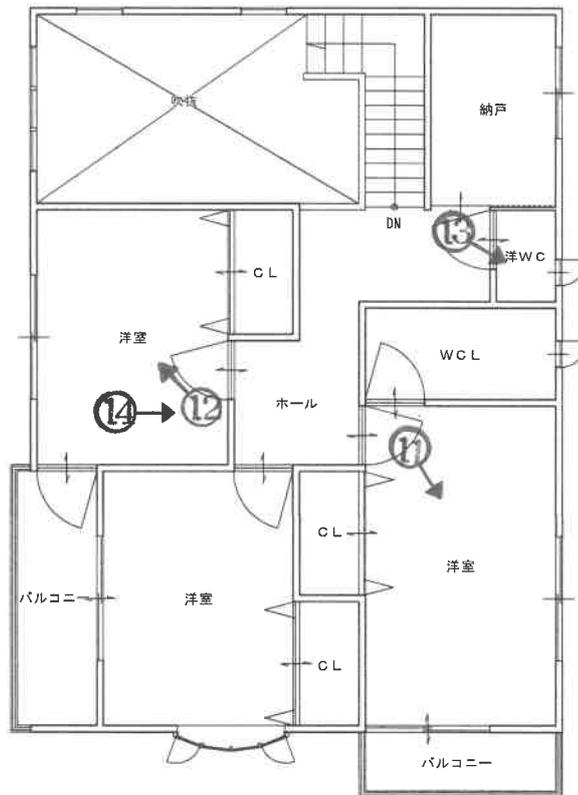
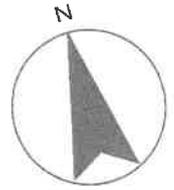
※概略図であり、現況と相違する場合があります。



1階

# 間取り図

※概略図であり、現況と相違する場合があります。



2階

1



2



3



4



5



6



7



8



( 14 枚目)

9



10



( 15 枚目)

11



12



( 16 枚目)

13



14



( 17 枚目)

15



建物外壁のサイディング材が破損している状況

16



令和 7 年 (ケ) 第 91 号

令和 8 年 2 月 2 日 現地調査

令和 8 年 2 月 9 日 評 価

徳島地方裁判所 御中



# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

朝 日 正 之

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 5,770,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,890,000 円
物件2 (建物)	金 3,880,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きを取らなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載がない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	徳島市国府町芝原字中庄 20番14 宅地 228.36m <sup>2</sup>	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	徳島市国府町芝原字中庄20番地 14 20番14 居宅 木造スレート葺2階建  1階 105.46m <sup>2</sup> 2階 69.84m <sup>2</sup> 延 175.30m <sup>2</sup>	
番号	特記事項		
1, 2	目的物件は債務者兼所有者Aを代表者とする会社（株式会社田中軽天工業）及び債務者兼所有者Bを代表者とする会社（株式会社MIZUYA）の本店所在地とする登記があるが、いずれも占有の実体はない。		

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR徳島線「府中」駅の北西方・道路距離約3.6km 最寄バス停「北井上支所前」の南方・道路距離約450m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	目的物件は、県道沿いの住宅地域に存する。付近は、県道沿いに一般住宅のほか、農地も多く残る住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 なし 70% 200% — —
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 街路との高低差 その他	228.36㎡ 約22m・約10m ほぼ長方形 概ね平坦 角地 概ね等高 特になし
接面道路の状況	・西辺が幅員約8.5m舗装県道(西黒田中村線・建築基準法第42条第1項第1号道路)に接面。 ・南辺が幅員約4.0m舗装市道(中庄北3号線・建築基準法第42条第1項第1号道路)に接面。	
土地の利用状況等	・物件2建物の敷地等として利用されている。 ・隣地の状況：北側・・・農地 南側・・・市道を介して一般住宅の敷地 東側・・・一般住宅の敷地 西側・・・県道を介して一般住宅の敷地、農地 ・目的外建物：なし (別添「土地建物位置関係図」参照)	
供給処理施設	上水道あり 都市ガスなし 下水道なし	(西側道路に口径200mmの本管あり)
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	市の担当部局(教育委員会社会教育課文化財係)での聴取によると、物件は周知の埋蔵文化財包蔵地(名称：芝原遺跡・時代：弥生～中世・散布地)に指定されており、土木工事・建築工事等を実施する場合は、届出が必要になるとのことである。	
地下埋設物の有無	目的土地には既存の建物があるため、現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、具体的には専門業者による調査が必要である。	
土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から目的土地に土壌汚染が存する可能性は低いと推定されるが、確定的には専門業者による調査が必要である。	
ハザードマップ	徳島市洪水・高潮ハザードマップによると洪水浸水想定区域に該当する。	

特 記 事 項	市街化調整区域内での開発行為や建築行為については、都市計画法に基づく許可を要するが、市の担当部局（建築指導課）での聴取によれば、物件1土地については過去に既存宅地による開発許可（許可年月日：平成4年12月17日・許可番号：住第4202号）が取得されており、専用住宅については許可不要で建て替えが可能であるとのことである。実際の建築行為にあたっては諸官庁への確認を要する。
---------	---

## 2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 平成10年11月5日新築 経過年数 : 27年 経済的残存耐用年数 : 3年
仕様	構造 : 木造 屋根 : スレート葺 外壁 : 窯業系サイディング等 内壁 : ビニルクロス等 天井 : ビニルクロス等 床 : フローリング、畳等 設備 : 電気、給排水、衛生等 その他 : オール電化、さしかけ等
床面積(現況)	概測により登記面積と概ね同じと認定した。(延175.30㎡)
現況用途等	現況用途 : 居宅 間取り : 別添「間取り図」参照
品等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材(成形板等)が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競売手続きにおいて建物に付随する各種付帯設備の動作確認ができていないので、正常に作動するかどうかは不明である。</li> <li>・徳島市建築指導課建築指導担当によると、物件2建物は新築時に建築確認を了しているが、完了検査は受けていないとのことである。</li> <li>・建物内において、ペット(猫2匹)の飼育が行われており、内壁、床等に汚れ、引っ掻き傷が複数箇所認められるほか、1階リビングはペットの排尿に伴う損傷(床板の損傷等)がみられ、和室との間の引き戸の開閉ができない状況にある。</li> <li>・債務者兼所有者Aによると、大規模な修繕工事は行っていないとのことであり、外壁のシーリング材の劣化や、サイディング材が破損している箇所が見受けられる。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 差 イ	地 積 ウ (㎡)	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	24,200	1.03	228.36	0.95	5,407,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 徳島-37

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $29,900\text{円}/\text{㎡} \times 99.6 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 123 = 24,200\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 格差なし

◇ 地域格差 : 街路条件-5%、接近条件+8%、環境条件+20%、行政的条件±0%  
計(相乗積) +23%

イ 個別格差 : 角地+3%

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

#### ② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税等の課税も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
2	180,000	175.30	0.09	2,840,000

ウ 現価率(定額法)

耐用年数に基づく方法(経過年数27年、経済的残存耐用年数3年、残価率3%による定額法)と観察減価法(経年減価以外の物件建物固有の減価分等を考慮して、観察減価を-30%と判定)とを併用して、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} &= \{3\% + (1 - 3\%) \times (3\text{年} / (27\text{年} + 3\text{年}))\} \times (1 - 30\%) \\ &= 0.09 \end{aligned}$$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	5,407,000	0.50	法定地上権	2,704,000

イ 土地利用権等割合 建物の規模、位置等を総合的に勘案して、物件2建物が有する土地利用権等の及ぶ範囲を物件1全体と認定した。このうえで、物件1土地上に法定地上権が成立する場合の割合を建付地価格に対して50%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) (2①ウ)イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	5,407,000	-2,704,000	/	1.00	0.70	1,890,000
2	2,840,000	+2,704,000	1.00	1.00	0.70	3,880,000
一括価格(合計)						5,770,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：特にない。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

地価公示価格 (徳島-37)

所 在 : 徳島市国府町西高輪字野神ノ本149番2

価 格 : 29,900 円/m<sup>2</sup>

位 置 : 南井上小学校の北東方約450m (直線距離)

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 236m<sup>2</sup>

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 西側4.2m市道

用 途 指 定 等 : 市街化調整区域 (建ぺい率70%、容積率200%)

地 域 の 概 要 : 農家住宅、一般住宅等が混在する住宅地域

## 第7 附属資料

- 1 位置図 (出典 : 国土地理院地図を加工して作成)
- 2 法第14条地図写し
- 3 建物図面及び各階平面図写し
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取り図

以 上



※出典：国土地理院地図を加工して作成



# 建物図面及び各階平面図写し

※70%に縮小

## 目的物件 2

昭和10年11月6日

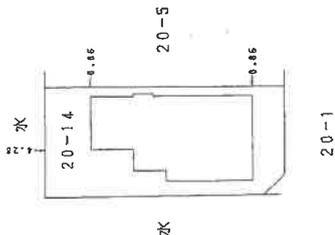
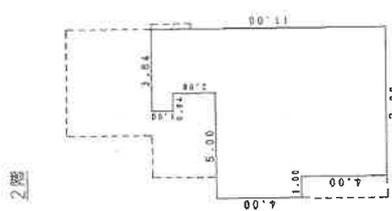
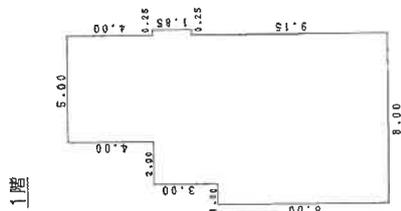
### 建物図面

家屋番号 20番14

建物の所在 徳島市国府田芝原字中庄20番地14

### 各階平面図

7002467



申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

作製者

徳島県土地家屋調査士会用紙

登記年月日：平成10年11月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(徳島地方事務局長 権)

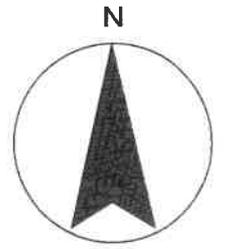
令和7年11月28日

徳島法律局

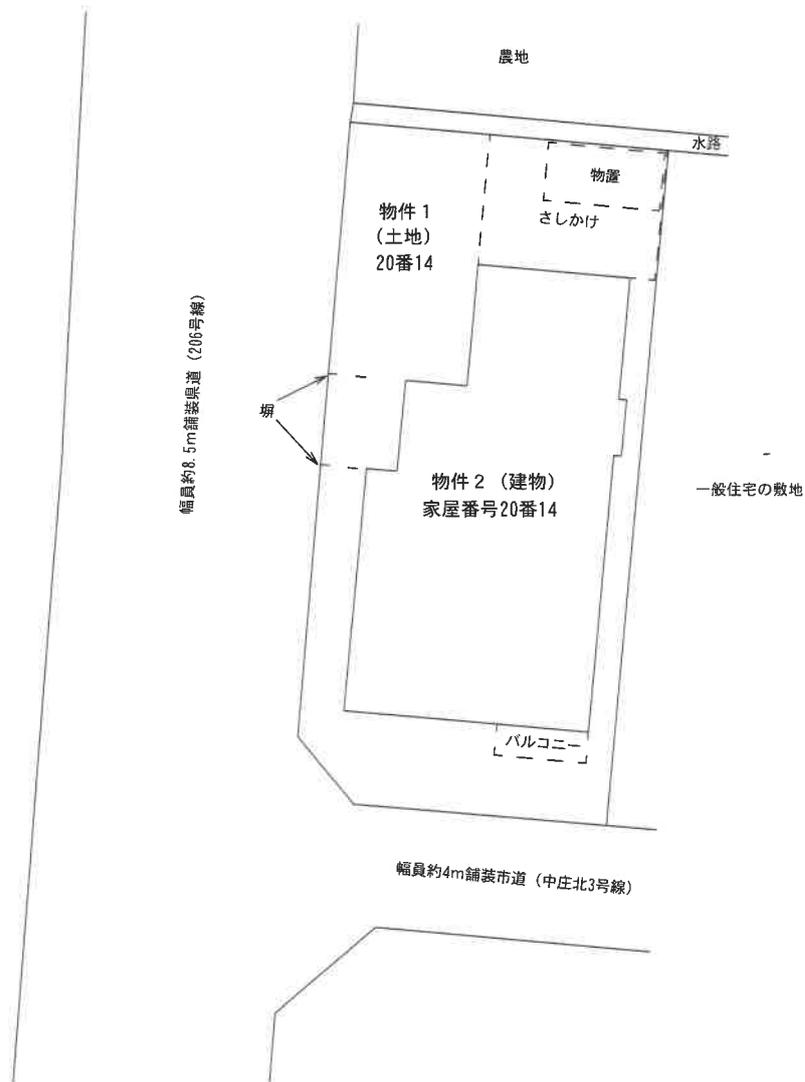
登記官

地図整理番号：M79526

# 土地建物位置関係図



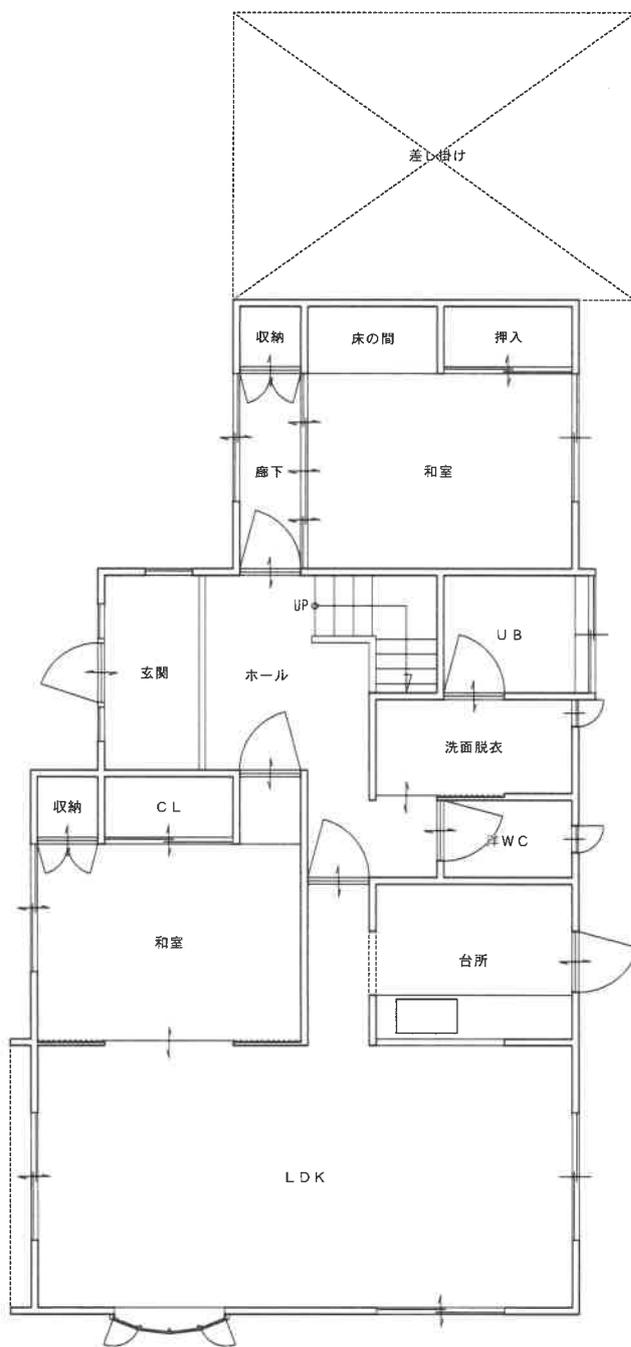
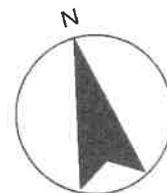
S = 1 / 250



※当該図面は、現況概測に基づき作成したものであり、敷地境界、建物位置、筆界等を確定するものではありません。

# 間取り図

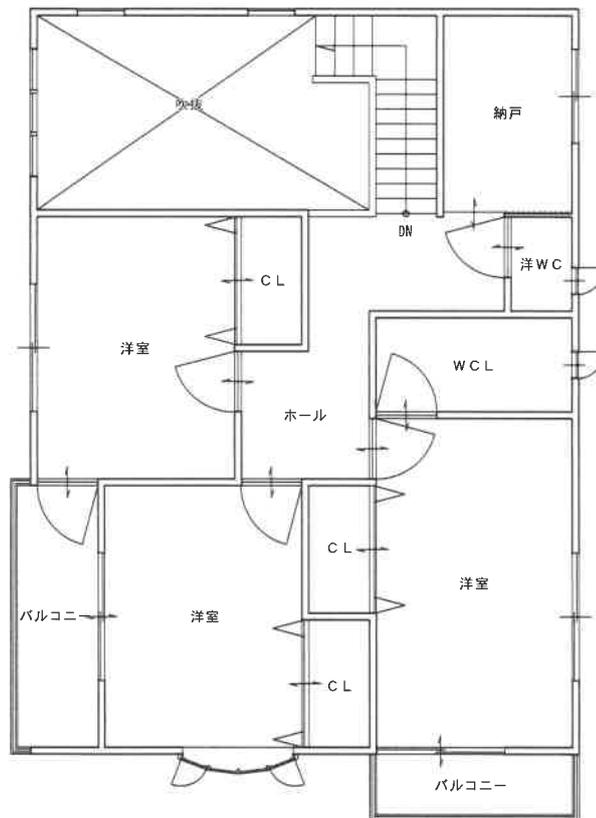
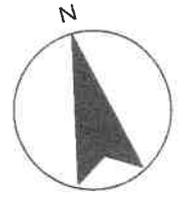
※概略図であり、現況と相違する場合があります。



1階

# 間取り図

※概略図であり、現況と相違する場合があります。



2階